



## 3 大夏風邪

### ①手足口病

手足口病の主な症状は、手のひらや足の裏、口の中の粘膜などにブツブツした発疹や水疱です。

毎年夏に流行のピークを迎え、まれに急性脳炎を引き起こす可能性があります。注意が必要です。流行の中心は 4・5 歳くらいまでの乳幼児ですが、大人にも感染することがあります。

手足口病の潜伏期間は 3～5 日です。感染力が強いため、潜伏期間中でもうつります。感染経路は、咳などの飛沫感染、接触感染、排泄物による糞口感染です。

手足口病の病原ウイルスであるエンテロウイルスは、症状が回復した後も 1 ヶ月間程度、便から排泄されます。また、感染しても症状が出ない不顕性感染もあることから、保育園や幼稚園などの乳幼児の集団生活施設においては、手洗いの励行と排泄物の適切な処理が重要です。

### ②プール熱（咽頭結膜熱）

プール熱の主な症状は、結膜炎、咽頭痛、発熱の 3 つです。（3 つの症状が同時に現れることのないケースもあります。）流行の中心は 4・5 歳くらいまでの乳幼児です。

急な発熱で発症し、咽頭炎による喉の痛みが現われます。また、結膜炎に伴って、充血・目の痛み・かゆみ・目やにがでたり、まぶしくなったり涙が止まらなくなったりします。これらの症状は 3～5 日程度続きます。

プール熱の潜伏期間は 5～7 日間です。感染経路は、飛沫感染、接触感染、糞口感染です。塩素濃度管理の不十分なプールでうつることからプール熱と呼ばれています。

プール熱の病原ウイルスであるアデノウイルスは、感染力が非常に強く、症状が治まった後も、咽頭からは 7～14 日間、便からは 30 日間程度は排泄されます。このため、患者からの二次感染にも注意が必要です。

手指や飛沫を介して感染するので、手洗い・手指消毒やうがい、身の回りの消毒を行うことが大切です。

### ③ヘルパンギーナ

ヘルパンギーナの主な症状は、急激な発熱と口内炎、口腔粘膜にあらわれる水疱性の発疹です。流行の中心は 4・5 歳くらいまでの乳幼児です。

症状としては、2～4 日間の潜伏期間を経て突然の発熱（すべてのケースで熱発するわけではありません。）に続いて、口蓋垂（のどちんこ）の炎症、口内の水疱や水ぶくれが確認されるようになります。そのため、食べ物を摂取する際に喉に強い痛みを伴うケースが大半です。

感染経路は、飛沫感染、接触感染、糞口感染です。ヘルパンギーナの病原ウイルスであるエンテロウイルスは、急性期にもっとも排泄される感染力が強いウイルスです。回復後にも

2～4 週間の長期にわたり便からウイルスが検出されることがあります。予防法としては、**感染者との密接な接触を避けること、流行時にうがいや手指の消毒**を励行することなどです。

## まとめ

・ 予防の基本 ・ 第一にまめな手洗い。排泄物の適切な処理。接触感染を防ぐため、まめな手洗い、タオルを共用しない。飛沫感染を防ぐため、咳やくしゃみが出る時はマスクをする。糞口感染を防ぐため、おむつ替えは慎重に行う。

### ・ 食事について

口腔内の水疱がやぶれて、痛みが強いと食事ができなくなるため、刺激にならないよう、おかゆやゼリー、プリンなど柔らかめで薄味の食べ物がお勧めです。また、何よりも水分不足にならないように、スポーツドリンクなどで水分を何回かに分けて補給しましょう。

### ・ 登園（登校）について（学校保健安全法より）

プール熱 ・ 発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後 2 日を経過するまで出席停止になります。

手足口病 ・ ヘルパンギーナ ・ 本人の全身状態が安定している場合は登校（園）可能です。

処方医、登園（登校）先によって判断が異なることがあるため、疑問に思われたら確認して下さい。

## ジェネリック Q&A 第6回

最近耳にするジェネリック医薬品について説明します。

Q ジェネリック医薬品メーカーは、先発医薬品メーカーと比べて 1 社あたりの製造販売品目が多いので、各品目に対する品質管理が不十分になるのではないかと。

A 先発医薬品メーカー、ジェネリック医薬品メーカーを問わず、すべての医薬品は、GMP 基準（医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理に関する基準）等に適合した工場でしか製造が許されていません。

医薬品が製造販売承認を得るためには、その製造所での製造が GMP 基準に適合していなければなりません。先発医薬品メーカー、ジェネリック医薬品メーカーを問わず、全ての医薬品は、共通の GMP 等の基準を満たした製造所でのみ製造が許されていることとなります。

GMP 等の基準の遵守状況についても、各都道府県に配置された薬事監視員等による定期的な査察により、チェックがなされています。

また、製造された医薬品製剤のサンプルは保存され、出荷後、定期的に品質の変化をチェックすることも行われています。さらに、都道府県等の協力のもと実施している医薬品等一斉監視指導において、実際に市場に流通しているジェネリック医薬品を入手し、溶出試験等の品質検査により重点的にチェックを行い、その結果を年度ごとに取りまとめて公表しています。

引用 厚生労働省 HP ジェネリック Q&A